

京都市環境審議会 平成 21 年度第 5 回地球温暖化対策推進委員会 議事録

日 時 平成 22 年 3 月 26 日（金）午後 1 時から午後 3 時まで

場 所 職員会館かもがわ 3 階会議室

出 席 仁連委員長，浅岡委員，石野（元）委員，石野（茂）委員，小杉委員，在間委員，鈴木委員，田浦委員，瀧委員，外山委員，平井委員，依田委員

報告 1 事業者アンケートの結果について

（資料 1 に基づき事務局から説明）

（事務局）

- ・（本日欠席の）猪木特別委員から、アンケートの回収率が一般のもの比べると高く（関心が高い）、回答の内容が過去の同様の調査と比較して、温暖化対策に向き合っている企業が非常に増えてきている、この姿勢はすごいと評価をされていた。クロス集計を事業者の規模、業種とかで大きく 3~4 つに分けてしてみると傾向が分かるのではないかと助言いただいた。

報告 2 府市行政協働パネル地球温暖化対策パネルについて

（資料 2 に基づき事務局から説明）

議題 1 条例改正に向けた中間取りまとめ（案）について

- ・低炭素社会像について
- ・具体的な対策（案）について

（資料 3 に基づき事務局から説明）

（鈴木委員）

- ・3 ページの削減目標について。2050 年の削減目標については、国の目標も出ている。京都市の目標も国の削減目標と同等かそれ以上の削減をしていくといったことを、2020 年、2050 年は書いた方がいいのではないのか。少なくとも、そのことについては皆さんと同様な意見であると思う。目標も曖昧というより、明確な方がいいのではないのか。

（田浦委員）

- ・2050 年の目標について鈴木委員と同じ意見だが、環境モデル都市の当初の提案に示したようなカーボンニュートラル、実質ゼロを目指すぐらいの方がよいのではないのか。
- ・書き方として「求める」というものがよく入っているが、前回の資料で具体的に義務化と書かれていたものが、随分抜け落ちている。その違いについて、ご説明いただきたい。

（事務局）

- ・目標については御指摘のとおりで、国の 2050 年 80%削減という目標以上と考えている。皆様から提案いただければ、京都市としても、それをもとに国の目標を超えるような目標設定は可能ではないか

と考えている。それが「大幅削減」という事務局が考えたぎりぎりの表現である。計画では、2020年の数字をしっかりと書くこととしたい。

- ・「義務化検討」は、義務化することも含めて具体的にどのような制度を作るのかという検討を実施する対策案。その他の対策案については、今後義務化を目指していくかどうか、何らかの制度を入れながら検討を進めていくべきではないのか、ということで少し整理をしている。
- 9月に条例を改正することから、それまでに熟度が高まり、義務化すべきと判断されれば義務化することとし、国の動向や事業者の方の意見を聞きながら検討を行いたい。

(仁連委員長)

- ・目標に関して。京都市は独立国ではないので、京都市だけで積極的な目標を掲げても意味が無い。やはり国がどこまでやる気があるのか、地方自治体として更に踏み込んでどれくらいやるのかということになる。国の目標を上回るというのは、京都市として当然のことである。

(平井委員)

- ・京都市として大幅な削減を目指していくことになると、国内だけあるいは京都市内だけで達成するのは難しく、排出量取引による削減も組み入れた評価が必要ではないか。
- ・京都市で掲げる目標というのは、京都市内で物理的に出ているようなものを念頭に考えるのか、排出量取引制度が国で導入された場合にその削減分を含めた評価とするのか、どちらで考えるのかある程度方向性を持っておいた方がよいのではないか。この部分の評価によって、事業者向けの総合評価制度や追加オフセットなどの各施策において、排出削減を京都市内、あるいは京都府内に限定するのか、他の地域でもやっても構わないという様に見るのか大分変わってくる。

(事務局)

- ・平井委員ご指摘のとおり、排出量取引のようなものを全部含め、しかも国際取引まで入ってくると自治体では担保出来ない。現在政府が言っているような25%といったものも実は排出量取引も入ってくるだろうと想定している。25%削減が自治体の目標設定にそのまま活用できるのかどうかは非常に悩んでいるところであり、皆様のご意見お聞かせ願いたい。

(浅岡委員)

- ・2030年の40%に合わせて、2050年は、少なくとも「80%削減以上を目指してやります」という位置付けしたときに、社会像と具体的な対策案にギャップがある。最初の何年かはこういうところに重点を置くというのはいいが、もう少し大きな全体像やイメージを示せる形にすることが、最終バージョンの答申でとれることが望ましい。
- ・実際、削減する人たちの立場から言うと、事業所ではこういった取組ができるからトータルの削減量はこれだけになる、あるいは、家庭でどうすればいいのか、中小企業の立場だとどういうことができるのかなど、主体別の取り組み方法を分かりやすく記述して目標を併記すれば、本当にやらなければならないことについて、目標と取り組み方を共有できるのではないのか。
- ・総合評価制度について。総量での削減と、増加しても仕方がない部分と、原単位的な部分とがまだ明確でない。国の議論が混迷しているだけに、みんなで削減し、その削減も継続的に実施されることが重要であり、オフセットなどの排出枠での調整等についても整理して、削減に向けた基本原則

を明確に出していくことが、今の段階では必要ではないか。

(仁連委員長)

- ・今の総量削減についてはいろいろ意見あるかと思うがどうか。

(依田委員)

- ・削減目標が常に基準年の何%という表現で議論されているが、40%という削減目標が具体的にどれくらいなのかということ意識している人は比較的少ない。京都市の場合、温室効果ガス排出量の総量で基準年が773万トン、この40%を削減ということは絶対量にすると約300万トンの削減が必要ということである。この300万トンを削減のための、さまざまな施策が示されているが、各部門でどれくらいの削減を目指し、具体的な取組としてはどういったものがあるかという削減が可能かということ、京都市あるいは提言する委員会として、ある程度のガイドラインを作っておくべきでないのか。

(仁連委員長)

- ・基本的に京都市の計画が、気温を2°C以上上げないというIPCCが掲げている目標に沿って動こうとしている中、2°C以上上げないと設定した場合に温室効果ガスの濃度をどこまで維持し、そのために排出量をどこまで抑えるのか。そして排出量を抑えるために、何をどれだけ抑えるのかということについて、依田委員のご意見と同様に計算が必要と考えられる。
今日の資料にはないが、それらの作業について、市として進めているかと思う。補足説明願いたい。

(事務局)

- ・本日は資料を用意していないが、算出方法としては、40%減らすということはどういう状態になればよいのかという前提で計算する方法と、具体的に施策を実行すれば何トン減るので、活動量をどのように持っていけば何トンくらい削減できるかといった積み上げの方法の二種類がある。前者の方法による推計結果については、概算の値についてはできるだけ早く提示したいと考えている。また、積み上げる方法についても、少し遅れるが第二段階で提示し、京都はこのようにやって削減していくというものを示すことを考えている。そこで排出量取引での削減割合などもその中で検討していくことになると考えられる。おそらく2020年の目標になると、国の考え方も含めて十分吟味していく必要があることから、削減量をどのような方法で積み上げていくのか、この委員会でもぜひ議論していただきたい。答えとして今準備段階であり、できるだけ早く、できれば夏ぐらいまでには40%というものをお示しできればと考えている。

(仁連委員長)

- ・総量規制の問題について。浅岡委員が指摘された総量と原単位でぐらついているのではないかという点について、中間とりまとめ(案)ではまだ明確には記載していない。基本的に総量規制をやろうとすれば、平井委員がおっしゃったように排出量取引ということを一定の視野に入れないと出来ないと考えている。京都市域の中だけで減らしていくことになると、かなり計画の実現性が弱くなるため、排出量取引を一定の視野に入れた形でないとう総量削減が現実味を帯びてこない。
そうでなく、原単位式を採る場合、売り上げは増えていないが排出量は増えているような事業者には

総量規制をしていく必要があるが、売り上げが増えて売り上げ以上に排出量が増えていないという事業者については、少し違う考え方をしていかなければならない。低炭素社会になれば産業構造が変わるはずであって、ある産業は成長し、ある産業は衰退していくと考えられる。そのどちらの産業も同じような法的な規制をするというのは誤りで、低炭素化社会で伸びていく産業を維持していかないと社会全体成り立たなくなることから、こうした考え方が必要ではないか。

(浅岡委員)

- ・システムとしてなぜ排出量取引制度を入れるのかという点、そのような事情があるからであり、仁連委員長がおっしゃられたようなことになると、むしろ自衛的に対応しようという感じになるのではないか。
- ・基本スキームをどうするかということ、当面それをどう調整するかということ、混乱させないことが大事である。大きなスキームとしては総量を減らさないとだめであり、増えるところがあるのは仕方がないと言っているかぎり削減していかない。全体として削減するという原則をはっきりさせ、今回は2050年までの削減枠を決めるような仕組みができるわけではないので、ここ何年かせいぜい十年以内の基本的な考え方を示すべきである。細かい点まで決めてしまう必要もなく、決めることに時間を費やすよりは、もっと別のところとかエネルギーのところとかに時間を使った方がいいのではないか。
- ・根本的な考え方として、長期的には総量削減をしていき、削減できないところではトレードを認める。キャップがあって始めてトレードの意味があるので、その考え方を整理しておくことが非常に重要である。しっかり議論をして早くクリアにすべきである。この議論については、もうすぐ4月になることから、答えが出ないかもしれないが、府の議論でも決めきれない部分である。
- ・2050年の削減目標80%もそうだが、2020年の国内目標というのは、本来は国内のみでの削減のことなので、取引制度と言っているのは、国の目標からいうと海外での削減分を指している。国内での削減分は、国内的には真水の話である。京都の場合に京都市内だけのことなのか、日本国内の他の地域も考えるのか検討が必要。東京都の日本各地から再生可能エネルギーを集めてくるという考えは、国内で削減になっていけばいいのではないかと、ということであり、京都市内の真水も市内ではなくて日本の中の全体ということでもいいのではないかと、ということでは、国の真水の議論とは違うところがあるのではないかと。

(在間委員)

- ・京都市の場合、特定事業者の排出量が約3分の1、非特定事業者（特定事業者でない）の部分が3分の1強、それから家庭というのが3分の1であるが、この条例でそれぞれがちゃんと均等に減らせるようになるのかイメージを持っておいた方がよいのではないかと。
- ・特定事業者については、エコ通勤や社外でのエコ活動などもあわせたプラス面を含めて、トータルの排出削減量を評価すべきである。
- ・中小事業者の削減量確保は難しい面もあるが、中小事業者の部分もちゃんと減らすことが重要であるため、相互扶助のような形もプラス評価とし、排出量がそれぞれで減りますよというところを加えるとよいのではないかと。

(田浦委員)

- ・実際にどんな施策をするのかというのがこれまで議論されてきたが、詳細な部分がよく分からないので、プラスαの資料がどうしても必要である。
- ・具体的には、9ページのロードプライジングについて、研究をするというのは、別に研究は誰かがやっているのだから条例に入れず、導入に向けた具体化を検討するといった書きぶりでないといけない。
- ・15ページの平成の京町家認定の部分は良くできていると思う。普及啓発については、家を立てる人は、当然快適性や価格や環境面など、視点や優先度は人によって違うが、「省エネ住宅が良い」ということは、一般論として理解していると思われる。
- ・実際にどのように普及させるのかは、普及のための制度が必要であり、制度づくりに言及しないと、単純な普及啓発だけで終わってしまうことから、効果を目論んだ条例を制定すべきである。

(事務局)

- ・9ページのロードプライジングについては、環境モデル都市であることの将来的な課題ということで、本年1月に策定された総合交通戦略において、この4月から新たに検討組織が設置された。非常に多額の財政支出も考えられることから、どういったことが現実的かなど研究を行うことになっている。ただ、これを条例の中にどう反映していくかについて検討が必要であり、今回の条例の中に盛り込むべきか若干お時間を頂戴し検討させていただきたい。
- ・15ページの平成の京町家について、ここでは認定と啓発とだけ記載しているが、実物がないと分かりづらいということで、モデル住宅をまず作って実際見てもらえるようすることを検討している。こういったことも今後の進み具合の中で、条例にどのように反映し、計画の中ではどういうふうな記述にしていくのか。市役所内部の関係セクションとも連携し、この委員会で審議いただいた状況について情報共有して進めていきたい。

(仁連委員長)

- ・本日審議しているのは、中間取りまとめ案は、実質的な内容としては、京都市が温暖化対策に向けて取り組むべきメニューの一覧に終わっている。この中で効果の度合いについて順位を付けているわけではなく、現時点ではメニューが並べられているだけである。
- ・条例化するにはそれぞれがどれだけの効果をもつのか、それぞれの項目でどんなことが実施できるのかというのが必要であるが、それらは今後の論点として、今回はこのメニューでは不十分であるとか、こういうのを入れろとか、これはやめようとかいうことについて残りの時間議論をしていただきたい。
- ・先程浅岡先生が言われたように、全体の構造としてこれでやる、目標に対してこういう施策で構造的に組み立てているといったことになっていないため、メニューとして十分か不十分という目線での議論を残りの時間でお願したい。

(浅岡委員)

- ・在間委員がお話されたのが、私が冒頭に申したことであり、それぞれの分野でのトータル削減量、施策での削減量など、取り組みの主体別にイメージができ、ボリュームも分かるものが必要である。
- ・事業者についても、中小の事業者を重点に置きつつ、家庭における部分も省エネ診断、助言を全ての分野でしっかり入れていくということを柱にしてはどうか。家庭と中小事業者とでは、やり方やノウ

ハウも違うと考えられる。

- ・大規模事業者に対しては、特定事業者制度の目標として捉え、地域全体が削減していくために中小企業等を指導することを評価するというような制度ができるのではないか。

(仁連委員長)

- ・浅岡委員の言われた点について。家庭については、エネルギー供給事業者にこれをやりなさいというのが掲げている。中小事業者についてはK E Sを受けさせるということが書かれているが、それで十分か？いまの浅岡委員の意見だと不十分ではないのか。

(事務局)

- ・ご意見のとおり、今回のアンケート調査でも「何をしたらいいのか分からない」という回答が、規模の小さい事業者から、非常に正直な声として多く挙がっている。こうした中、中小企業総合サポートという形で無料省エネ診断、設備更新のための助成措置等を設けており、更に平成22年度から単に待つだけでなく、こちらの方で経営と一体化した診断が必要であろうというような切り口も掲げている。
- ・京都市においては99%以上が中小事業者であるが、実際、私たちが訪問すると、診断制度や助成制度について十分周知できていない現状があり、これらの制度を周知するような細かな体制について、この4月から検討していきたい。また、施策においても、重点化していかなければならないという意識を持っている。
- ・現行制度はあるが、斬新でよりよいアイデアがいただければと考えている。
- ・表現の仕方について、ご意見いただいたように、今後は体系的な整理の一方で、見せ方についても合わせて整理していきたい。

(在間委員)

- ・22ページの環境ベンチャーを振興するための優遇措置について、ベンチャーのみが対象になっている。新しく環境のビジネスに取り組む企業や第二創業を含めてもいいのではないのか。
- ・環境への取組、中小企業の省エネ診断など、そういうことをするための専門的な知識を持った人がいないという部分で対策をできないという点は大きい。また中小企業だと一社で人材育成というのは難しいと思うが、人材育成に関する制度が抜けているのではないのか。市が京エコロジーセンターなどで実施しているようなものを活用したり、人材育成をしている会社を利用した場合の助成なども入れられるのではないのか。

(事務局)

- ・京都市の場合、産業観光局でベンチャー向けに「ベンチャー目利き委員会」、そして第二創業については「オスカー認定」という支援を行っている。象徴的にベンチャーのことだけを書いているが、産業環境局も新産業振興ビジョンを委員会で検討を始めていることから、在間委員のご指摘のように、新しい産業のエコ事業にどのようなつながっていくのかという視点で考えている。また、人材育成などの連携にはどのような部分が適しているのかなど、そういった視点からも幅広い制度とするために、産業観光局とも連携して、もう少し分かりやすい内容としていきたい。
- ・中小の省エネ診断と人材育成について。現在、人材育成も環境担当者の育成講座を実施している。中

小事業者の方から、人材的、資金的に厳しいといった中で時間的にも厳しいといったお声をいただいている。そういった中でも排出量を削減していただくための実践力のある人材育成につながるように、5回連続で来ていただく講座を開講している。今後とも、事業者の皆様の声を聞きながら、先程の診断ということだけでなく、ソフト面でも人材育成を行っていくことに力点を置いていきたい。これはおそらく条例よりも計画で、中小事業者全般含めた課題としてとらえていきたい。

(鈴木委員)

- ・項目の中にきちんと診断であるとか人材育成ということ掲げておかないと、参加者を待っているという状態では世の中は変わらないのではないかと。むしろ、そうした診断ということをきちんと京都から事業として成り立たせるために、家庭だとどうか分からないが、中小事業者等に診断を受けることを義務付けしていくことも検討すべきである。また、機器の買い替えとなると資金の問題があることから、経営相談や銀行の融資枠の問題なども制度の中に入れて大きな提案とし、事業者にとってメリットがある形を作っていかなければならないのではないかと。
- ・国が補助金で大きな力を握っているが、如何に人を育成し、細やかな形で中小企業に対して見せていくのかという提案が、まさに自治体のこだわるところであり、かなり大きな位置付けが必要になってくるのではないかと。

(事務局)

- ・ご意見いただいた診断の義務付けについて、事務局の対応の面もあることから、いきなり全部というのはなく、まず特定事業者の方に対して、特に成績がよろしくない、排出実態が必ずしもよくない、そういったところからまず第一弾として重点的に義務化していったらどうか、ご議論いただきたい。
- ・中小事業者の方には、現状でなかなか義務化までは厳しいのではないかと。むしろ、そういった方々に受けていただけるように取組についてPRし、底上げをしていったらどうか。また、そのための力になるようなシステムを作ればという思いはある。ご議論、ご意見いただくと非常にありがたい。

(浅岡委員)

- ・診断と助言にプラスして実現のための融資制度をセットにしていけば、よくなる人は当然のこととして、使わないと損だというふうになるのではないかと。義務化するまでもなく、当面そうしてやっていくというのが一番よく、それをやって、家庭に対しても似たようなメリットが付け加えられれば、やろうという人が増えるのではないかと。
- ・また、人をどう育成するか。ノウハウも経験も要するうえ、現場は多様であることから、人材育成事業もやっていると民生、中小事業者での削減が現実的なものとして見えてくるのではないかと。

(事務局)

- ・今回のアンケートでも、自由意見を多く頂いている。しかし、回答いただけていない事業者は、このような環境関係の業務を総務担当の方が兼務されている場合など、意識が会社全体のものになっていない。そういう事業者に対してどのような対策を講じるか。それを義務化と位置付けるのは簡単ではあるが、義務化後に指導できる人材が市内にいるかという次の問題もある。この辺りを整理し、新計画でそういう制度ができていくと考えているが、必ず実施していきたい。

(在間委員)

- ・何もやっていない中小事業者等が、省エネ診断とかを受けて設備入れ替えなどを実施すると 10%は軽く削減できる。施してみると経営者の方が非常に喜ばれたりするので自信を持って進めていただきたい。

(仁連委員長)

- ・大企業は自らやれる能力があるが、家庭や小規模な事業者などで診断をして効果を上げていく仕組みを、ぜひ、計画または条例の中に付け加えていただきたい。

(瀧委員)

- ・25 ページのグリーン調達の拡大について。ISO、KES の取得を促進する、これは事業者であれば分かると思うが、先程のアンケートでも、取得するということばかりに目が行き、取得しなければ仕事をもらえない、というところに目が向くと思われる。ISO、KES を取得すれば、このようないいことがある、やれば結果になるというところを強調し、だからこういう取得が必要なのだという説明が必要である。個人経営のところはどこまで協力していただくか、またその一つ一つの積み重ねが大きな結果になるかと思うので、皆さんが安心して取り組んでいけるような内容があればありがたい。

(小杉委員)

- ・人と公共交通優先の歩いて楽しいまちで、社会像と具体的な対策がややギャップがある。具体的な対策で書いてあるものが自動車を何とか減らそうというものが多い。もう少し、自転車を利用しやすいようなまちづくりや、公共交通が便利で使いやすいような制度設計であるとか、ロードプライシングの研究もいいが、他にもあるいろいろな施策を加えないと、本来の「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」を達成するための対策としてはちょっと弱いのではないのか。

(事務局)

- ・悩ましいところであるが、いただいたご指摘を加えると、地球温暖化対策条例が京都市総合まちづくり条例といったものに繰り上がるレベルのものとなる。実際、それくらいのものだという意識を持ち、取り組んでいるので、それが読み取れるような形でこの条例をまとめたいと考えている。メニュー全てを組み込めないかもしれないが、そのような発想をしっかりと持ちまとめたい。

(依田委員)

- ・私は京都で会社を経営しているが、東京生まれ東京育ちである。その目で京都を見ると京都は日本の中の中でも特殊であると感じる。歴史もあるからこそ良い面も悪い面も多々あり、政治も絡み非常に難しい面もあると思うが、その特殊性をあまり強調するとエゴになりかねない。京都としての色を出すところは、もちろん積極的に出さなければならないが、日本の中の京都ということ意識して取り組めば、京都市民だけでなく、より広く日本の中で「ああ京都はやっばり先に進んでいるんだ。」という素直な受け止められ方がされやすいのではないか。
- ・12 ページの「市内産材」とは何か。

(事務局)

- ・京都産の木材という意味である。

(依田委員)

- ・特に京都の木材のみを使わなくてもよいのではないか。

(事務局)

- ・ご意見のとおり、このあたりは書き方の問題があり、ベースになっている「木の文化を考える市民会議」でも、山というのは簡単に境界線引けるものではなく、市域産材と厳密に京都市内でなかったらだめということではないはずであるといった意見もある。現在、「木の文化を考える市民会議」で意見の集約を行っているが、将来的には外国の輸入材は入ってこないだろうという状況もあり、荒廃した森林をもう一度見直すという中で、原点としての意味合いで「市内」と書いている。表現の仕方はよく検討させていただきたい。

(浅岡委員)

- ・京都府が「府内産」、京都市が「市内産」というのはよくない。例えば、「地元の木」とか、それくらいのほうがいいのではないか。

(仁連委員長)

- ・表現の方は工夫をしていただきたい。
- ・今日いただいた意見について出来るだけこの中間まとめに反映させたいので、委員長と事務局の方で環境審議会の方に中間まとめとして報告する形にまとめさせていただく。

議題2 今後の進め方について

(資料4に基づき事務局から説明)

(大島地球環境政策監)

- ・冒頭の挨拶で申し上げたが、事業者の方との意見交換の場が必要である。既に滝委員に配慮いただき、商工会会議所とは環境対策特別委員会で少し話をさせていただいている。この30日には経済同友会の方とも同じような場を設けることになっており、一回とは言わず何回も協議させていただき、うまく離陸できるようにしたい。
- ・資料4で御覧いただけるとおり、府と市がほぼ平行に頑張っており、一緒にやっている。これは今回、府と市の動きが外から見えるようにしたいと石野(茂)委員にご配慮いただいた賜物である。
- ・府市それぞれで部会があるが、部会のメンバー同士の摺りあわせがあってもいいのではないかと京都市から府に提案している。浅岡先生が府市双方の部会に関与されているが、部会を合同で行うなど、他の委員も含め、市はどう、府はどうではなく、同時に始まる平成23年4月の条例はこうなのだというものを早い時期に音合わせさせていただきたいと考えている。そのような過程で意思決定時から府と市が強調してやっているということをトレースしていきたい。

(石野(茂)委員)

- ・大島政策監の話にもあったが、共に歩調を合わせた協議を行っている。本日、条例のあらゆる施策の中身について議論いただいたが、京都府と京都市でエリアが違っているため、まったく同じということにならないと考えるが、例えば事業者対策や中小企業対策などは、府と市が足並みを揃えて施策を打っていく、そういう形で条例あるいは計画についてもまとめていきたい。今日いただいた意見は府としても受け止め、部会の方でそれを報告し議論させていただきたい。